

# 厚木市議会基本条例 検証等報告書

平成30年9月  
厚木市議会評価検証委員会

## 【委員名簿】

平成30年9月21日現在

委員長	釘丸 久子
副委員長	名切 文梨
委員	高田 浩
同	渡辺 貞雄
同	松田 則康
同	田上 祥子
同	新井 啓司
前委員	井上 武 (平成30年5月18日 辞任)

## 【委員会の開催経過】

第1回	平成29年11月21日
第2回	平成30年1月19日
第3回	平成30年2月1日
第4回	平成30年3月14日
第5回	平成30年4月19日
第6回	平成30年5月25日
第7回	平成30年7月2日
第8回	平成30年7月23日
第9回	平成30年8月7日
第10回	平成30年9月21日

## 1 検証に至った経緯

平成 28 年 8 月 30 日に当時の越智一久議長が諮問した「議会の評価について」に対し、平成 29 年 6 月 21 日に議会運営委員会が「厚木市議会基本条例第 27 条の規定に基づく同条例の検証に併せ、別紙の厚木市議会基本条例評価シート（案）の内容に沿って、評価を行うこととする。なお、評価に当たっての詳細な事項等については、作業部会等を設け、十分な調査・研究を進めながら、より具体的に協議を進めることとする。」と答申をした。この答申に基づき、平成 29 年 11 月に本委員会を設置し、評価・検証等を行うこととした。

## 2 検証の方法

議会基本条例の検証に伴い「厚木市議会基本条例評価シート」を作成し、各条・項に対し達成状況及び今後の方向性について、全議員による評価・検証を行い、その検証結果を基に本委員会での検証等を行った。

※厚木市議会基本条例評価シートは、次のとおり評価を 5 項目、今後の方向性を 4 項目に分類し、検証の内容及び理由等を記載する方式とした。

### 【評価の項目】

- 1 十分達成された
- 2 概ね達成された
- 3 一部達成された
- 4 今後の取組が必要
- 5 評価の該当なし

### 【今後の方向性】

- 1 条文に従いこれまでどおり取り組む
- 2 条文に従い新たな取り組みを検討
- 3 条文を改正する
- 4 その他

### 3 検証の結果

議会基本条例の検証等については、制定後初めての実施となり、全議員の評価・検証結果等を踏まえ、本委員会として議会基本条例が目的に沿った運用がなされているかについて、制定後の3年間を対象に検証を行った。

総体的には、これまで行ってきた活動等を継続して取り組んでいくとの結論に至った事項が大半を占めたが、本市議会の活動をより発展させていくためにも、今後新たな取り組みを検討していくことが必要だと判断した事項もあった。

今回の検証等で特筆すべきことは、第15条第3項の改正である。現状の規定では「議長は、本会議において、市長等が議員に対して論点整理のために質問内容を確認する行為を認めることができる。」としており、質問内容を確認することまでに留まっている。しかしながら、これまで以上に充実した議会運営を図るためには、より議論の質を高める必要があると考える。そのため、質問した議員に対し市長等が問い返す行為を認めることにより、論点が明確化され議論が深まることが期待されることから、「反問権」を規定すべきと判断した。

以上のことから、今後も着実な議会運営を図るとともに、積極的に議会改革を進め、より一層市民福祉の向上及び市政の発展に寄与するため、本条例の一部を改正する必要があるとの結論を付し、本委員会の報告とする。

また、本条例は本市議会において、最高規範とする条例に位置付けていることから、本条例の一部改正を行う際には、市民の皆様の意見を伺う必要があり、パブリックコメント等の市民参加手続きを行うよう要望する。

なお、各条・項に対する検証結果は次のとおりとする。

## 前文

厚木市議会は、二元代表制の一翼を担う重責を自覚し、厚木市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等を監視するとともに、政策立案及び政策提言を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担うものである。

この役割を果たすため、これまでも独自に先駆的議会改革を行ってきた。この成果に甘んじることなく、これからも積極的な情報公開と分かりやすい議会運営に努めるとともに、より良い厚木市の姿を市民とともに考え、積極的に議論できる議会を目指していく。

厚木市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽と政治倫理の向上に、より一層努めていく。さらに、日本国憲法や地方自治法<sup>さん</sup>の精神を遵守し、国と地方の新たな関係が模索される動きの中、より身近な自治体議会として市民の信頼に応え、市民福祉の向上と将来にわたる市政の発展に寄与せんことをここに決意し、厚木市議会の最高規範として厚木市議会基本条例を制定する。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	0	12	5	4	5
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	20	5	1	0	

### 委員の主な意見

- ・前文は、厚木市議会基本条例全体の理念を記している。具体的な取り組み事項は、条文のところで検討するのが良い。
- ・「市政の発展に寄与せんこと」となっているが、第1条では「市民福祉の向上に寄与する」となっている。文言を統一するため「寄与する」に改正した方が良い。
- ・「寄与せんこと」という言葉には、決意が込められていると思うが、条例策定の際も分かりやすい言葉で作ろうとしていたので、「寄与する」に改正しても良いのでは。

### 検証結果

内容は、全体の理念であることから、このままとするが、より市民に分かりやすい言葉にするため、「寄与せんこと」を「寄与すること」に改正する。

## 第1条（目的）

この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会及び議員が活動するに当たっての基本的事項を定め、もって厚木市の持続的発展及び市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	14	2	2	6
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	23	5	0	0	

### 委員の主な意見

- ・ 条文の中に全ての目的が入っていると思うので、このままで良いと思う。
- ・ 目的は書いてあるが、具体的ではないので、今後、いろいろと検討したい。
- ・ 第1条は目的なので、このままの条文で良い。

### 検証結果

目的の達成に向け、引き続き活動することとする。

## 第2条（最高規範性）

この条例は、議会における最高規範であり、議会は、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨に反してはならない。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	9	8	2	0	9
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	3	0	1	

### 委員の主な意見

・ほとんどの議員が「条文に従いこれまでどおり取り組む」としており、私もそう考えているので、このままで良いのではないかと。

### 検証結果

条文に従いこれまでどおり取り組むこととする。

### 第3条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 次に掲げるものをいう。

ア 厚木市内に居住する者

イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者

ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体

エ 厚木市に対し納税の義務を負う者

(2) 市長等 市長その他の執行機関をいう。

(3) 委員会 常任委員会及び特別委員会をいう。

(4) 会議 本会議及び委員会をいう。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	9	8	1	0	9
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	2	0	0	

### 委員の主な意見

- ・市民の定義は、条例を制定する際に相当議論してきた。
- ・他市の議会基本条例と見比べても、しっかりできていると認識している。
- ・代表者会議や協議会の位置付けも重要ではないか。
- ・代表者会議は任意性を重要視している。幅広い議論やいろいろな方の意見集約をするための一つの手段と認識している。
- ・協議会については、専門性がある部分もあるので、今後、位置付けを検討する必要があると思う。
- ・定義については、条例の中にある文言を説明しているものであり、このままで良いと思う。

### 検証結果

定義については現状のとおりとするが、協議会の位置付け等は、今後、議会内での検討が必要と考える。

## 第4条第1項（議会の役割）

議会は、議決により市の意思決定を行うとともに、市長等の施策及び事務の執行について、監視及び評価の役割を果たさなければならない。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	17	3	1	3
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	4	0	0	

### 委員の主な意見

- ・重要計画を作る際、素案や骨子案あたりでの説明が非常に少ないのではないか。
- ・総合計画等は議決案件に入っていないので、議論がしにくい部分があると思う。議決案件に入れる、入れないの議論をしてもいいのではないかと思う。
- ・条文に「監視及び評価の役割を果たさなければならない」と明確に規定している。計画等が決まる過程についても明確に開示していただきたい。
- ・確実に理事者から説明をうけるような形をつくっていかないといけない。
- ・議会の役割は担保しておかなければいけない部分もあるので、検討していく必要はあると思う。
- ・議案が提案されて議決していく段階で、議論できる場は十分あると思う。議案に対して、議会のしっかりした意思を表明する意識を持たないといけないと思う。仕組みは整っていると思うので、改正するまでには至らない。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととするが、具体的事項はしっかりと定めておく必要があると考える。

## 第4条第2項（議会の役割）

議会は、市政に関する調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行うものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	0	11	7	9	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	19	8	1	0	

### 委員の主な意見

- ・ 議員提出議案等を真剣に考えなければいけないと思う。
- ・ 政策立案する仕組みを作っていく必要があると思う。議論する場を具体的に作るよう、提案する必要がある。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第5条（災害時の議会の役割）

議会は、災害時の不測の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活の平穩を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、対応するものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	14	2	0	8
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	21	6	1	0	

### 委員の主な意見

- ・理事者とのしっかりとした情報共有が重要と考える。
- ・議員の災害時対応マニュアルを策定している。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第6条第1項（議会の活動原則）

議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議案等の審議及び審査の内容について、市民への説明責任を果たすものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	15	5	2	2
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	21	7	0	0	

### 委員の主な意見

- ・市民への説明責任をどのように果たしていくのか、非常に問われるところだと思う。
- ・「果たすものとする」となっているので、重く受け止めながら、しっかりとした報告をしていかなければいけないと認識している。
- ・引き続き不断の努力をしていくしかないと思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第6条第2項（議会の活動原則）

議会は、市民の多様な意見を踏まえ、十分な議論の下に議会運営を行うものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	5	15	3	4	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	3	0	0	0

### 委員の主な意見

・28人の議員が市民の代表として議会に出ているので、28人の議員の意見を集約していくことが、多様な市民の意見を集約することにつながる。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第6条第3項（議会の活動原則）

議会は、その役割を不断に追求し、議会改革に取り組むものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	13	5	5	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	3	0	0	

### 委員の主な意見

- ・ 議会改革の中で新しい取り組みをしていくことが必要。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第7条第1項（議員の活動原則）

議員は、市民の信頼を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	3	14	6	2	3
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	23	4	1	0	

### 委員の主な意見

- ・「市民の信頼を受けて」とあり、この中に入っていると思うが、例えば「付託」や「責任を負う」、または「信任」等に変更しては。
- ・策定する際に議員は地域要望だけを実現するためだけではないと認識して条文を作っていると思う。そういったものは条文の中に含まれているのでは。
- ・厚木市議会議員の政治倫理要綱では「信託」となっている。また、憲法前文でも「国民の厳粛な信託」とあり、「信託」とするのが良いのでは。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととするが、憲法や厚木市議会議員の政治倫理要綱と整合性を持たせるため、「信頼」を「信託」に改正する。

## 第7条第2項（議員の活動原則）

議員は、市民の多様な意思を的確に把握し、必要な政策立案及び政策提言を行うとともに、議員活動について市民に対して説明するものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	2	17	5	3	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	22	4	1	1	1

### 委員の主な意見

- ・政策立案や政策提言をどのようにしていくか、もっと議論しなければならない。考え方を作っていかなければいけない。
- ・市民の意思をどのように把握するのか。市民が思っていること、感じていることをどのように議会の中で意見としてまとめていくか。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第8条第1項（会派）

議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	8	14	2	0	2
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	1	1	0	

### 委員の主な意見

- ・ しっかりとした議論をするため、会派は原則結成するとしてもいいかもしれない。
- ・ 会派を結成することができるということであれば、結成しないという自由は残されていいのだと思う。

### 検証結果

これまでどおり取り組むこととする。

## 第8条第2項（会派）

会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員で構成し、活動するものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	8	10	4	4	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	17	3	6	1	

### 委員の主な意見

- ・理念を共有するから、会派ができるのだと思う。会派構成は3人以上を訴えたい。
- ・第1項で会派を結成することができるということは、結成しなくてもよいことになる。会派を結成するのであれば、2人以上ではなく3人以上という考えからもあると思う。
- ・2人でなぜ駄目なのかの理由付けがされていない。国会でも会派は2人以上。2人という複数であれば、会派は十分構成できるのではないか。
- ・複数なら会派として認めないと議論ができないと思う。
- ・3人以上を会派と認めないというのは、多人数会派の横暴に思える。
- ・議会活動を円滑に進めるなら、あまり縛ってしまってもいかがかなと思う。
- ・28人の議員の発言の公平性を考えると、多人数会派と少人数会派では会派としての意見をまとめるプロセスが違う。その辺も考えなければいけない。
- ・議員個人の権利や主張は、残しておく必要があると思う。
- ・2人で構成している少人数会派を認めて、議会の活性化を図るのも1つの策と思う。現状の2人以上で良いと思う。

### 検証結果

条例策定時の考え方を尊重し、現状のままとする。

## 第8条第3項（会派）

会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて、会派と会派に属さない議員との間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	6	14	6	2	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	22	3	3	0	

### 委員の主な意見

- ・「合意形成に努める」とあるが、合意形成するために議会がある。合意形成に努めることは当たり前のことであって、わざわざ規定するようなことなのか。
- ・議会として条例を提案する際に、合意形成は必要になってくる。
- ・会派と会派の調整は議員間での調整でもあり、「必要に応じて、会派と会派に属さない議員との間で調整を行い」の部分を「議員間で調整を行い」に置き換えても良いと思う。
- ・大きなものを作り出す前提に、いろいろなアプローチの仕方があると思う。条文にあるように「必要に応じて」を残しておくことは大事だと考える。
- ・厚木市議会では会派に属さない議員の意見も尊重してきた。そこが良いところである。
- ・現在も会派代表者会議で調整しているので、削除しても良いのでは。
- ・会派に属さない議員が何か提案したいときには、同じ思いを持つ会派に働きかけることもできるので、「会派間で調整を行い」に変えてしまっても良いのでは。
- ・「会派間で調整を行い」とすると、今できていることを否定してしまうことになる。
- ・会派に属さない議員の意見を尊重してきたのは、厚木市議会の特色の1つである。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第9条第1項（政務活動費）

議員は、交付される政務活動費を有効に活用して、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行わなければならない。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	5	20	3	0	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	23	3	2	0	

### 委員の主な意見

- ・政務活動費については、全国でいろいろな問題が起きているが、厚木市議会では政務活動費の手引きで使い方等に対し、非常に厳しい取り扱いをしている。厚木市議会として、しっかりと政務活動費を執行していると訴えていかなければならないと思う。
- ・条文に「実効性のある取り組み」を追加しては。
- ・実効性ある取り組みとした場合、検証までやらなければならないが、政務活動費全てを検証するのは難しい。
- ・政務活動費で視察した内容を一般質問に活用している。これも実効性がある取り組みの一つであり、規定する必要はないのでは。
- ・「有効に活用して」の部分に含まれていると思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第9条第2項（政務活動費）

議員は、政務活動費の使途の透明性を確保し、市民に対し説明責任を果たさなければならない。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	15	12	0	1	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	26	2	0	0	

### 委員の主な意見

- ・厚木市議会は、収支報告書等を公開しており、透明性を確保していると思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第9条第3項（政務活動費）

政務活動費の交付については、厚木市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年厚木市条例第2号）に定めるところによる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	19	4	0	1	4
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	1	2	1	

### 委員の主な意見

- ・会派支給が基本になっているが、個人支給の選択も可能としては。
- ・会派の中で決めれば良いこと。

### 検証結果

他の条例で定めていることの規定であるため、現状のとおりとする。

## 第10条（議員連盟）

議員は、特定の市政の課題等について共同して調査研究を行うことを目的として、これに賛同する議員により構成する議員連盟を結成することができる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	10	10	5	0	2
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	26	0	0	1	

### 委員の主な意見

- ・ 様々な議員連盟を結成し、活動している。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第11条第1項（市民参加及び市民との連携）

議会は、会議を原則公開するものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	15	12	0	0	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	3	0	0	

### 委員の主な意見

- ・全議員の評価どおり、問題ないと思う。
- ・十分守られていると思っている。各議員からの意見にある全員協議会、議会運営委員会、代表者会議等については、もう少し議論した方が良いと思うが、開かれた議会というのは相当進んでいると理解している。
- ・原則公開だから、このままで良いと思う。現在、非公開としている会議の内、どの部分を公開するかしないかについては、今後の議会運営の中で決めていくことだと思う。

### 検証結果

公開する会議を拡大するかは今後検討が必要だが、当面は現状どおり取り組むこととする。

## 第11条第2項（市民参加及び市民との連携）

議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的な見識等を議会の議論に反映させるよう努めるものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	2	10	4	9	2
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	21	6	0	0	

### 委員の主な意見

- ・この制度を活用していないとの意見があるので、議論した方が良い。
- ・今後の運用については、検討する必要があると思う。
- ・条文に沿って、活用していかなければならない。

### 検証結果

条文については現状どおりとするが、活用方法については検討する必要があると考える。

## 第12条第1項（議会報告会）

議会は、市民に対し議案等の審議及び審査の内容を報告するとともに、市民と自由に意見を交換する場として、議会報告会を行うものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	22	2	0	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	19	7	2	0	

### 委員の主な意見

・ 条文に従って行ってきており、報告だけでなく意見交換も重要視して進めてきた。市民と議論ができる体制が作られてきた。まだまだ改革の余地があると思うので、このまま進めていきながら、議会報告会の在り方を決めていく必要がある。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととするが、条文を生かしながら発展させていく必要があると考える。

## 第12条第2項（議会報告会）

議会報告会について必要な事項は、別に定める。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	7	13	1	0	6
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	22	3	1	0	

### 委員の主な意見

- ・要綱を定めており、現状どおり進めることで良いが、議会報告会を改良していく必要はあると思う。
- ・議会報告会の持ち方は、今後検討する必要がある。
- ・実施後の反省が大事なところなので、広報広聴特別委員会で議論できるよう、各議員が意見を出していくことが必要である。
- ・市民からの意見や要望の具体的な取り扱い方法を、要綱で規定した方が良いのでは。
- ・細かいことを要綱に定めると臨機応変に対応できなくなる恐れがあるので、その都度協議していく方が良いと思う。

### 検証結果

実施要綱を定めているため、現状のとおりとする。

## 第13条第1項（請願及び陳情）

議会は、請願及び陳情を適切かつ誠実に取り扱うものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	15	12	1	0	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	3	0	0	0

### 委員の主な意見

- ・ 請願・陳情は誠実に取り扱い、議会で審議している。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第13条第2項（請願及び陳情）

議会は、請願者から意見陳述等の申出があった場合で、委員会においてこれを必要と認めるときは、その機会を設けることができる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	17	11	0	0	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	23	3	2	0	

### 委員の主な意見

- ・請願については、所管の常任委員会が配慮し実際に行っていて、成果が上がっている。
- ・陳情については、各議員から「陳情も請願と同様に扱った方が良いのでは」等の意見が上がっており、今後検討していく必要があると思っている。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととするが、陳情については検討する必要があると考える。

## 第14条第1項（情報公開）

議会は、議会活動に関して市民に対し情報を公開し、共有に努めるものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	8	19	1	0	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	22	5	1	0	

### 委員の主な意見

- ・情報公開については、まだ検討できるところがあると思う。
- ・さらに明確にするため、「共有に努めるものとする」を「共有に努めるとともに説明責任を果たさなければならない」としても良いと思う。
- ・その意見は十分この条文の中に含まれていると理解している。

### 検証結果

引き続き意識しながら、取り組むこととする。

## 第14条第2項（情報公開）

議会は、議会広報紙その他の広報媒体の活用により、市民が議会及び市政に関心を持つよう、議会活動に関する情報を積極的に発信しなければならない。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	7	17	4	0	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	18	9	1	0	

### 委員の主な意見

- ・市民から市議会だよりだけでは、質問の内容と答弁が不十分だと言われたが、文字数等の制限があるので、広報紙としての役割は果たしていると思う。
- ・見ていただいているから、そういった意見が出てくる。広報紙としては十分だと思う。足りない部分は、会議録やインターネットの録画中継を見てもらうよう、案内すれば良い。
- ・「議会及び市政に関心を持つよう」とあるが、市民に関心を持ってもらうことが目的なのか疑問がある。
- ・条例策定ときに、市民に関心を持ってもらいたいという思いがあって、このような条文になったと思うが、確かに市民に関心を持ってもらうことだけが、目的ではない。
- ・市民に関心を持ってもらいたいための情報公開ではないと思う。情報公開のルールを定義づけるなら、「市民が議会及び市政に関心を持つよう」は不要ではないかと思う。
- ・情報公開は今までも十分やってきていると思うが、市議会だよりしか見てない市民がいることを考えると、中身の議論が必要だと思う。

### 検証結果

議会の責務等を明確にするため、「議会は、情報を積極的に発信するため、議会広報紙その他の広報媒体を活用するものとする。」に改正する。

## 第 14 条第 3 項（情報公開）

議会は、議案等に対する各議員の賛否等の意思表示について公表するものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	17	9	1	1	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	3	0	1	

### 委員の主な意見

- ・ 議論や検討を重ねてきて、現在公表している。現在の方法が分かりやすいと思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第14条第4項（情報公開）

議会は、審議資料を積極的に公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	7	12	7	2	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	21	6	0	1	

### 委員の主な意見

- ・議案等の資料については公開しているが、実際に活用されているかは検討が必要だと思う。
- ・市民に対して説明責任がある。一般質問等で議員と理事者は共通認識をもっているようなことでも、市民からすると分からないのではないかなというところがあるので、議員として意識していかなければいけないところだと思う。

### 検証結果

市民に分かりやすいような議論を意識しながら、引き続き取り組むこととする。

## 第15条第1項（市長等との関係）

議会は、常に市長等との緊張関係を保ち、議会の責任及び役割を果たすものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	2	16	5	2	2
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	21	5	0	1	

### 委員の主な意見

- ・規定内容は、当然のことである。
- ・「議会の責任及び役割を果たすものとする」。このとおりであると認識している。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第15条第2項（市長等との関係）

議員及び市長等は、会議において論点及び争点を明確にし、質疑応答するよう努めなければならない。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	2	16	7	2	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	2	0	0	

### 委員の主な意見

- ・ 条文のとおり努めているところである。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第15条第3項（市長等との関係）

議長は、本会議において、市長等が議員に対して論点整理のために質問内容を確認する行為を認めることができる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	11	2	8	3
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	22	2	2	0	

### 委員の主な意見

- ・現状の条文が実態に即しているのか。反問権を規定することを考える時期だと思う。
- ・反問権は策定時に、導入している議会の事例を参考に検討したことがある。その時、規定しているが使われていない議会や、使われたことによって混乱した議会等があり、協議した結果、現在の規定になったと記憶している。
- ・積極的に議論をするため、反問権を規定して良いと思う。
- ・議員の発言に対して市長等が反問できないと、仮に誤った発言をした場合に市民が誤った情報をそのまま受け取ってしまう可能性があるので、しっかりと反問権を位置付けた方が良い。
- ・議論の質を高めるためにも、反問権は必要である。
- ・反問権について、きちっと議論した方が良い。
- ・反問権の内容を明確にし、議会全体として共通認識を持って規定していく必要があると思う。
- ・反問と反論を区別できるような基準を作った方が良いのでは。
- ・反問権の範囲をきちっと議論した方が良い。
- ・本会議だけでなく、委員会も含めた方が良い。

### 検証結果

本会議及び委員会における議論を深めることを目的として、反問権を明確に規定するため、条文を「議長は、会議において、市長等が議員に対して論点を明確化し、議論を深める目的で反問する行為を認めることができる。」に改正することとする。

## 第 16 条第 1 項（論点整理のための市長等の説明）

議会は、議会審議における論点整理をするため、重要な計画、政策、事業等（以下「政策等」という。）について、必要な事項の説明を市長等に対し行うよう求めることができる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	2	17	2	5	2
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	20	7	0	0	

### 委員の主な意見

- ・議会としてできているのかなと振り返ると、都市マスタープランや新規条例等の事前説明がないので、しっかりと求めていかなければならないと思う。
- ・出来上がったものに質疑をするしかないという現状であり、議会の意見を反映できるようなシステムを検討できればと思う。
- ・計画を作成する過程に議員が全く関与していないのはいかなものかと思う。
- ・最重要な計画等については、骨子の段階で議会の意見を求めるべきだと思う。
- ・「求めることができる」とあるが、今まで求めたことはあったのか。
- ・これまで意見が出たことがないので、正式に議長を通じて申し入れたことはないと思う。
- ・条文はこのままにし、議会運営等の中で検討しても良いのでは。
- ・素案の段階から関わられるようにするのは、条例に規定するのではなく、ほかの方法を検討すれば良いのでは。

### 検証結果

条文に従い現状どおり取り組むこととするが、計画等の素案の段階から関わられる手法を検討する必要があると考える。

## 第16条第2項（論点整理のための市長等の説明）

前項に規定する必要な事項は、その政策等を必要とする背景、提案に至るまでの経緯、市民参加の実施の有無及びその内容等とする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	15	4	2	3
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	23	3	0	0	

### 委員の主な意見

- ・市民参加の在り方に疑問がある。パブリックコメントや市民からの意見収集の数が少ない。議会としての関わり方がこのままで良いのか、議論する必要があると思う。
- ・規定内容については、このまま取り組むことで良いと思う。各議員からの意見は別に検討した方が良いと思う。
- ・計画策定の段階から、議会が関われる部分を作れるかどうかは、新しい項目として加える必要があると思う。

### 検証結果

現状のとおり取り組むこととする。

## 第17条（予算及び決算における説明）

議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、市長等に対し、分かりやすい施策別又は事業別の説明を行うよう求めることができる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	19	2	0	2
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	23	4	0	0	

### 委員の主な意見

- ・ 条文のとおり、現在行っていると思うので、これまでどおりで良いと思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第 18 条第 1 項（会期）

議会の会期は、市政の課題等に対する確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的な活動を展開するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 102 条の 2 第 1 項の規定による通年の会期とする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	16	9	0	0	3
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	26	2	0	0	

### 委員の主な意見

- ・先進的な取り組みを行っていることは評価できると認識しているが、有効に活用しているかという点については、もう少し意識を持って取り組んでも良いと思う。
- ・議長の裁量が大きくなり、議長がいつでも議会を再開できるようになったところに意義がある。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第 18 条第 2 項（会期）

通年の会期について必要な事項は、厚木市議会の会期等に関する条例（平成 26 年厚木市条例第 15 号）に定めるところによる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	13	9	0	0	6
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	1	2	0	

### 委員の主な意見

- ・平成 29 年は、定例会議以外の本会議が 1 回もなかったが、議案が出てきたときに本会議のみとするのか、委員会付託をするのか、会議期間を何日にするのかなど、要綱等であらかじめ決めておく必要があると思う。
- ・どのような案件が出てくるか不明なので、これまでどおり、その都度、会派代表者会議や議会運営委員会で協議することで良いのでは。
- ・条例に定められない部分は、細則や規則等を作っていくべきだと思う。今後、対応できるように規則等を作っていった方が良いと思う。

### 検証結果

他の条例で定めていることの規定であるため、現状のとおりするが、今後、随時に開催する本会議の取り決め等を検討する必要があると考える。

## 第 19 条第 1 項（議長及び副議長）

議長は、議会を代表し、公正な職務の執行に努め、民主的かつ活発な議論が行われるよう議会を運営するものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	15	9	1	1	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	27	1	0	0	0

### 委員の主な意見

- ・規定どおり行っている。

### 検証結果

条文については現状のとおりとする。

## 第19条第2項（議長及び副議長）

議会は、議長及び副議長の選挙を行うときは、その過程を明らかにするものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	15	10	2	1	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	3	0	0	

### 委員の主な意見

・立候補者の所信表明は非公開の場で行われている。今すぐに改正しなければいけないというわけではないが、公開した方が良いと思っている。

### 検証結果

議会の在り方検討会での議論を尊重し、現状のとおり取り組むこととする。

## 第 19 条第 3 項（議長及び副議長）

議長及び副議長の選挙について必要な事項は、別に定める。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	12	7	0	2	5
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	1	0	0	0

### 委員の主な意見

- ・実施要綱を定め、運用している。

### 検証結果

実施要綱を定めているため、現状のとおりとする。

## 第 20 条第 1 項（委員会）

委員会は、所管する事務について積極的な調査研究を行い、その結果を議案等の審査に反映させるとともに、政策立案及び政策提言を行うものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	5	14	8	1	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	2	1	0	

### 委員の主な意見

- ・委員会ごとの特色、また、委員長によって取り組みの違いが出る。その時の委員会や委員長の意識の持ち方によると思う。
- ・委員会の調査が、フットワークよくできるようになれば良いと思う。

### 検証結果

各委員会が条文を意識して、しっかりと取り組んでいく必要があると考える。

## 第 20 条第 2 項（委員会）

委員会は、議案等の審査を行うに当たり、必要に応じて委員相互間の自由討議を行う機会を設け、議論を尽くすよう努めるものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	2	9	11	6	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	4	0	0	

### 委員の主な意見

- ・各委員会が意識を持ってやっているが、実際にどれくらい議員間討議ができたのかと思う。今後、更に意識を持って取り組む必要があると思う。
- ・一部の委員会で議員間討議が行われたが、休憩中のため会議録に残っていない。討議の内容を市民に伝えるためにも、今後、公開の場で議員間討議が行われるようにした方が良い。
- ・前向きな意見だけが出るとは限らないので、公開とするには慎重にすべきだと思う。
- ・公開するかしないかは、今後の検討とし、当面は自由討議を根付かせることが重要なので、各議員が常任委員会の中で意識を持って取り組むことが大事だと思う。
- ・通常の議論の中でも討議はしていると思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととするが、委員会の討議が活発化するよう、更に生かしていく必要があると考える。

## 第 20 条第 3 項（委員会）

委員長は、委員会における審査の内容について、市民に分かりやすいように報告を行うものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	4	23	1	0	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	2	1	1	

### 委員の主な意見

- ・委員長の役割は委員長報告だけではないので、もう一步踏み込んだ規定にしても良いのでは。
- ・委員長の役割は多岐に渡っているので、もう少し明確にしたほうが良いのでは。
- ・委員長の役割を具体的に位置付けた方が良いと思う。
- ・この条は委員会を規定しているので、委員会が責任を持って市民に分かりやすい報告をする。その代表が委員長だということの規定では。
- ・市民に分かりやすいように説明するのが委員長であっても、委員会の責任でやることなので、条文を整理した方が良いと思う。

### 検証結果

委員会が主体となつて行うことを明確にするため、条文を「委員会における審査の内容については、委員長が市民に分かりやすいように報告を行うものとする。」に改正する。

## 第 21 条第 1 項（議会事務局の体制整備及び強化）

議会は、政策立案及び政策提言の機能を向上させるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めるものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	0	11	5	11	1
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	18	9	0	0	

### 委員の主な意見

- ・第 2 項を考えると人数に課題があると思う。
- ・事務局の人数をもう少し増やしてほしいとの意見があるので、取り組みが必要だと思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第 21 条第 2 項（議会事務局の体制整備及び強化）

議長は、議会の政策立案及び政策提言に資する職員を、議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請することができる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	3	4	2	14	4
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	18	7	1	1	

### 委員の主な意見

- ・ 現在も事務局は精一杯努めていただいているが、大変重要な項目だと思っている。
- ・ 議会がどういう職員に来てほしいかをいかに市長部局に伝えていくか。
- ・ 議長の役割としてやっていただいていると思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第 22 条（議会図書室の充実）

議会は、議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実を図るものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	0	3	4	21	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	16	9	2	1	

### 委員の主な意見

- ・ほとんどの議員が「取り組みが必要」としているが、スペース等の問題で現状では難しいと思う。新庁舎を建設する際に、しっかりとした方向性を定めておくべきだと思う。
- ・今後は、情報収集や情報発信の拠点になると思うので、ハード面だけでなく、司書の配置等ソフト面の充実も検討する必要がある。

### 検証結果

条文に従いこれまでどおり取り組むこととするが、新庁舎建設の際に議会図書室の在り方について検討する必要があると考える。

## 第 23 条（予算の確保）

議会は、議事機関機能を充実させるために、必要な予算の確保に努めるものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	1	21	5	1	0
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	23	4	1	0	

### 委員の主な意見

- ・ 議会費を総予算の何%とする等の基準を作っても良いと思う。

### 検証結果

条文に従い引き続き取り組むこととする。

## 第 24 条（政治倫理）

議員は、市民全体の代表者として市政に関わる責任の重さを深く自覚し、常に良心に従い、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	6	15	3	1	3
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	25	1	1	1	1

### 委員の主な意見

・過去に議員が事件を起こしたこともあり、厚木市議会議員の政治倫理要綱ができた。その要約として規定されており、政治倫理要綱に則って職務を行っている。

### 検証結果

厚木市議会議員の政治倫理要綱が出来た経緯を議会全体として共通認識し、改めてしっかりと取り組むこととする。

## 第 25 条第 1 項（議員定数）

議員定数は、議会の機能を確保し、議会としての責務を果たす数としなければならない。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	10	13	0	2	3
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	26	2	0	0	

### 委員の主な意見

- ・現状の議員定数で適切に政策決定することや執行監視をすること等ができていると感じている。
- ・議員定数の議論は、これまでも議会の在り方検討会でやってきて、一定の結論は出ている。
- ・まったく議論をしていないわけではない。

### 検証結果

議員定数については、これまでも議論してきており、現状の 28 人が適切な定数だと考える。

## 第 25 条第 2 項（議員定数）

議員定数は、厚木市議会議員定数条例（平成 14 年厚木市条例第 17 号）に定めるところによる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	10	10	0	0	7
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	24	2	0	0	

### 委員の主な意見

- ・現在の定数に至る経過があるので、このままで良いと思う。
- ・過去に周辺の議会に先立ち、議員定数を 30 人から 28 人に減らした経過がある。

### 検証結果

他の条例で定めていることの規定であるため、現状のとおりとする。

## 第 26 条第 1 項（議員報酬）

議員報酬は、厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 20 年厚木市条例第 18 号）に定めるところによる。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	8	12	0	1	6
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	19	4	3	0	

### 委員の主な意見

- ・若い人が議員となるには、現在の報酬だと家族を養うことが難しい状況ではないかと感じる。厚木を変えていきたいという思いを持っている若い人に立候補してもらうには、少し報酬を上げていかなければならないのではないかと思う。
- ・厚木市は早々に費用弁償を廃止している。

### 検証結果

他の条例で定めていることの規定であるため、現状のとおりとする。

## 第 26 条第 2 項（議員報酬）

議員報酬の改正に当たっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

- (1) 市の財政規模及び事務の範囲
- (2) 議会活動及び議員活動に専念することができる制度的な保障としての性質を有すること。
- (3) 公選による職務の特性、責任等

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	3	11	1	2	11
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	19	5	0	1	

### 委員の主な意見

- ・議員の報酬を多くの市民が知らないなので、議員が明らかにしていっても良いと思う。

### 検証結果

議員報酬の額は、厚木市特別職報酬等審議会で審議していただいております、条文は現状のままとする。

## 第 27 条（見直し手続き）

議会は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、この条例が目的に沿った運用がなされているかどうかについて検証を行い、見直しの必要があるときは、市民の意見、社会情勢等の状況の変化を踏まえ、適切な措置を講ずるものとする。

### 全議員の評価及び今後の方向性

評価の項目	十分達成	概ね達成	一部達成	取組が必要	該当なし
内訳（件数）	5	11	3	3	6
今後の方向性	これまでどおり	新たな取り組み	条文改正	その他	
内訳（件数）	20	6	1	0	

### 委員の主な意見

- ・ 条例を改正するとなった場合は、しっかりとその理由を説明する必要がある。
- ・ 今回、議会基本条例制定後、初めて見直しを行っており、今後も条文に従って取り組む必要がある。

### 検証結果

条文に従い今後も検証を行うこととする。なお、条例改正をする際には、市民参加手続きを実施するよう努めることとする。

【参考】厚木市議会基本条例新旧対照表（案）

新	旧
<p>厚木市議会は、二元代表制の一翼を担う重責を自覚し、厚木市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等を監視するとともに、政策立案及び政策提言を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担うものである。</p> <p>この役割を果たすため、これまでも独自に先駆的議会改革を行ってきた。この成果に甘んじることなく、これからも積極的な情報公開と分かりやすい議会運営に努めるとともに、より良い厚木市の姿を市民とともに考え、積極的に議論できる議会を目指していく。</p> <p>厚木市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽<sup>さん</sup>と政治倫理の向上に、より一層努めていく。さらに、日本国憲法や地方自治法の精神を遵守し、国と地方の新たな関係が模索される動きの中、より身近な自治体議会として市民の信頼に応え、市民福祉の向上と将来にわたる市政の発展に寄与することをここに決意し、厚木市議会の最高規範として厚木市議会基本条例を制定する。</p> <p>（議員の活動原則）</p> <p>第7条 議員は、市民の信託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（情報公開）</p> <p>第14条 略</p>	<p>厚木市議会は、二元代表制の一翼を担う重責を自覚し、厚木市長との健全な緊張関係を保持しつつ、市長等を監視するとともに、政策立案及び政策提言を通じて市民の多様な意思を市政に反映させる役割を担うものである。</p> <p>この役割を果たすため、これまでも独自に先駆的議会改革を行ってきた。この成果に甘んじることなく、これからも積極的な情報公開と分かりやすい議会運営に努めるとともに、より良い厚木市の姿を市民とともに考え、積極的に議論できる議会を目指していく。</p> <p>厚木市議会は、議会機能の強化や議員の自己研鑽<sup>さん</sup>と政治倫理の向上に、より一層努めていく。さらに、日本国憲法や地方自治法の精神を遵守し、国と地方の新たな関係が模索される動きの中、より身近な自治体議会として市民の信頼に応え、市民福祉の向上と将来にわたる市政の発展に寄与せんことをここに決意し、厚木市議会の最高規範として厚木市議会基本条例を制定する。</p> <p>（議員の活動原則）</p> <p>第7条 議員は、市民の信託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>（情報公開）</p> <p>第14条 略</p>

<p>2 <u>議会は、情報を積極的に発信するため、議会広報紙その他の広報媒体を活用するものとする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(市長等との関係)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議長は、会議において、市長等が議員に対して論点を明確化し、議論を深める目的で反問する行為を認めることができる。</u></p> <p>(委員会)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委員会における審査の内容については、委員長が市民に分かりやすいように報告を行うものとする。</u></p>	<p>2 <u>議会は、議会広報紙その他の広報媒体の活用により、市民が議会及び市政に関心を持つよう、議会活動に関する情報を積極的に発信しなければならない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(市長等との関係)</p> <p>第15条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>議長は、本会議において、市長等が議員に対して論点整理のために質問内容を確認する行為を認めることができる。</u></p> <p>(委員会)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>委員長は、委員会における審査の内容について、市民に分かりやすいように報告を行うものとする。</u></p>
--	--